

教第 11 号議案

神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則に関する意見決定について

神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、社会教育法（昭和 24 年法第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づいて行われた意見聴取に対し、別紙のとおり意見を決定する。

令和 4 年 6 月 15 日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

教委総第 号

令和 年 月 日

神戸市長

久元 喜造 様

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則の制定  
についての意見

令和4年6月9日付け神文交第804号により、神戸市教育委員会に意見聴取の  
あった神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則の  
制定については、異議ありません。

(担当：教育委員会事務局総務課)

神文交第 804 号  
令和 4 年 6 月 9 日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳 様

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、神戸市立青少年科学館条例施行規則（令和 4 年 3 月規則第 64 号）の一部を改正する規則を制定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：文化スポーツ局文化交流課）

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 号

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立青少年科学館条例施行規則（令和4年3月規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（使用の許可）</u></p> <p><u>第2条 条例第5条第1項の規定により神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）のプラネタリウムドーム及びその附属設備（以下「プラネタリウムドーム等」と総称する。）の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ、様式第1号による神戸市立青少年科学館プラネタリウムドーム等使用許可申請書（以下「使用申請書という。」）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用申請書は、使用しようとする日の6月前の日から3月前の日まで</u></p>	

受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

3 市長は、プラネタリウムドーム等の使用を許可したときは、使用申請書を提出した者に、様式第2号による神戸市立青少年科学館プラネタリウムドーム等使用許可書を交付するものとする。

(届出事項)

第3条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額

(2) 催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が条例第5条第1項の許可を行うかどうかの判断をするに当たり特に記載の必要があると認める事項

(行為の制限)

第4条 条例第7条第1項各号に掲げる行為をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)

は、あらかじめ、様式第3号による行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は条例第7条第1項の許可をしたときは、許可に係る申請者に対

(行為の制限)

第10条 条例第10条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為にかかる許可を申請する旨の書面を市長に提出しなければならない。

して様式第4号による行為許可書を  
交付するものとする。

3 条例第7条第1項第3号に規定す  
る規則で定める行為は、次に掲げる  
行為とする。

(1) 寄付金品の募集その他これに類  
する行為

(2) 物品販売その他これに類する行  
為

(3) 録音・録画その他これに類する  
行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、条  
例第21条第1項に規定する指定  
管理者(以下「指定管理者」とい  
う。)が別に定める行為

(特別展示の入館料)

第5条 条例第10条第2項に規定す  
る特別展示その他特別の催しに係る  
入館料は、その都度市長が定める。

(特別利用券)

第6条 条例第10条第3項に規定す  
る特別利用券は、次に掲げるものと  
する。

(1)、(2) [略]

2 [略]

(入館料の返還)

第7条 条例第10条第5項に規定す  
る規則で定める特別の理由がある  
ときは、次に掲げるときとし、返還  
する入館料の額は、当該各号に定め  
る額とする。

(特別展示の入館料)

第4条 条例第4条第2項に規定す  
る特別展示その他特別の催しに係る  
入館料は、その都度市長が定める。

(特別利用券)

第5条 条例第4条第3項に規定す  
る特別利用券は、次に掲げるものと  
する。

(1)、(2) [略]

2 [略]

(入館料等の返還)

第9条 条例第7条に規定する規則  
で定める特別の理由があるときは、  
次に掲げるときとし、返還する入  
館料等の額は、当該各号に定める  
額とする。

(1) 天災地変、不可抗力その他入館しようとする者の責めに帰すことのできない理由により入館することができないとき 入館料の全額

(2) 市長が条例第 16 条第 1 項の規定により科学館への入館を拒絶し、又は科学館からの退去を命じたとき 入館料の全額

(3) [略]

(入館料の減免)

第 8 条 条例第 10 条第 5 項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料を減額し、又は免除する。

(1)～(6) [略]

(7) 市内に居住する満 65 歳以上の者が個人利用で入館するとき 個人利用に係る入館料の 2 分の 1 に相当する額の減額

(8) [略]

(附属設備に係る使用料)

第 9 条 条例第 11 条第 1 項に規定する附属設備の使用料の額は、別表 1 のとおりとする。

(行為の許可に係る使用料)

第 10 条 条例第 11 条第 2 項に規定する使用料 (以下「行為使用料」という。)の額は、別表 2 のとおりとす

(1) 天災地変、不可抗力その他入館しようとする者の責めに帰すことのできない理由により入館することができないとき 入館料等の全額

(2) 市長が条例第 8 条第 2 項の規定により科学館への入館を拒絶し、又は科学館からの退去を命じたとき 入館料等の全額

(3) [略]

(入館料等の減免)

第 8 条 条例第 6 条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料及び使用料 (以下「入館料等」という。)を減額し、又は免除する。

(1)～(6) [略]

(7) 市内に居住する満 65 歳以上の者が個人利用で入館するとき 個人利用に係る入館料等の 2 分の 1 に相当する額の減額

(8) [略]

(行為の許可に係る使用料)

第 6 条 条例第 4 条第 5 項に規定する使用料の額は、別表のとおりとする。

る。

(使用料の返還)

第 11 条 条例第 11 条第 3 項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとし、返還する条例第 11 条第 1 項に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災地変、不可抗力その他条例

第 5 条第 1 項で規定する許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことのできない理由により科学館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用することができないとき  
使用料の全額

(2) 市長が条例第 15 条第 2 項の規定により使用許可を取り消したとき  
使用料の全額

(3) 使用者が使用しようとする日の 3 月前までに市長に申し出て、当該施設の使用許可の取消しを受けたとき  
使用料の 7 割相当額

(4) プラネタリウムドーム等の使用者が使用しようとする日の 1 月前までに市長に申し出て、当該施設の使用許可の取消しを受けたとき  
使用料の 3 割相当額

(行為使用料の返還)

第 12 条 条例第 11 条第 3 項に規定す



る規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとし、返還する行為使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災地変、不可抗力その他条例第7条第1項に規定する許可（以下「行為許可」という。）を受けた者の責めに帰すことのできない理由により科学館の施設等を使用することができないとき 行為使用料の全額

(2) 市長が条例第15条第2項の規定により行為許可を取り消したとき 行為使用料の全額  
（使用料の減免）

第13条 条例第11条第3項に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) 国、地方公共団体がプラネタリウムドーム等を使用するとき 免除

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が必要があると認める額の減額又は免除  
（行為使用料の減免）

第14条 条例第11条第3項に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定

めるところにより、行為使用料を減額し、又は免除する。

(1) 国、地方公共団体が施設等を使用するとき 免除

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき  
市長が必要があると認める額の減額又は免除

(入館料等の納付)

第 15 条 条例第 12 条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

(行為の禁止)

第 16 条 条例第 17 条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為

(2) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為

(3) 科学館内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為

(4) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙

(5) 所定の場所以外の場所への立入り

(6) 許可を受けないで広告類を掲示

(入館料等の納付)

第 7 条 条例第 5 条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

し、又はまき散らす行為

(7) 許可を受けないで寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供する行為

(8) 許可を受けないで、写真、映画等の撮影その他これに類する行為

(9) 許可を受けないで、テレビ、ラジオ等の中継及び録画その他これに類する行為

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が科学館の管理上支障があると認める行為

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第 17 条 条例第 21 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）

(2) 事業計画書

(3) 科学館の管理に係る人員の配置計画に関する書類

(4) 科学館の管理に関する業務の収支予算書

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(休館日)

第 18 条 科学館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(開館時間等)

第 19 条 科学館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、入館できる時間（以下「入館時間」という。）は、午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。

2、3 [略]

4 前 3 項の規定にかかわらず、プラネタリウムドーム等の開演時間は、市長が定める。

(休館日)

第 2 条 神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(開館時間等)

第 3 条 科学館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、入館できる時間（以下「入館時間」という。）は、午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。

2、3 [略]

(損傷の届出等)

第 11 条 入館者及び条例第 11 条に規定する行為者は、入館に際し、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その旨を科学館の係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(入館者の遵守事項)

第 12 条 条例第 9 条第 4 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 許可を受けないで、広告類を提

(施行細目の委任)

第 20 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

1 [略]

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても、この規則の例により行うことができる。

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

3 条例第 21 条第 1 項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わせ

出し、若しくは配布し、又は宣伝その他これに類する行為をすること。

(2) 許可を受けないで、写真、映画等の撮影その他これに類する行為をすること。

(3) 許可を受けないで、寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。

(4) 許可を受けないで、テレビ、ラジオ等の中継及び録画その他これに類する行為をすること。

(5) 科学館の係員の指示に反する行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める行為

(施行細目の委任)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が条例第 13 条第 1 項に規定する指定管理者 (以下単に「指定管理

ている場合における第2条第1項、  
 第2項及び第3項、第3条第3号、  
 第4条、第5条第2項、第7条第2  
 号及び第3号、第8条第2号、第9  
 条第2号、第10条第8号、第11条  
 第2号、第12条第2号、第13条第  
 2号、第14条第10号、第15条第  
 6号、第16条第1項第3号及び第  
 3項、第17条第3項並びに第4項  
 の規定の適用については、「市長」  
 とあるのは「指定管理者」とする。

者」という。)に同項の業務を行わせ  
 ている場合における第2条第1項第3  
 号及び第3項、第3条第3項、第7条  
 第2号、第9条第2号及び第3号、第  
 10条並びに第12条第6号の規定の適  
 用については、「市長」とあるのは、  
 「指定管理者」とする。

別表1 (第9条関係)

種別	単位	使用料 (円)
映像設 備	1式1時間につ き	4,000
音響設 備	1式1時間につ き	5,200
照明設 備	1式1時間につ き	1,080

別表2 (第10条関係)

区分	使用料
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

備考 [略]

別表 (第6条関係)

区分	使用料
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

備考 [略]

様式第1号（第2条関係）

神戸市立青少年科学館プラネタリウムドーム等使用許可申請書					
神戸市長 宛					
申請者 住所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）					
_____ ふりがな 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）				申請年月日	年 月 日
_____ 連絡者 ふりがな 氏名				受付年月日	年 月 日
_____ 電話 — —				許可年月日	年 月 日
				許可番号	号
				予約番号	号
神戸市立青少年科学館条例第5条のプラネタリウムドーム等の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
使用目的 （事業名・内容）					
主催・共催・後援者名					
使用日時・時間	開催時間	区分	使用料金	追加使用料金	
			金額	金額	
月 日（曜日） 時 分から 時 分まで	時間 開場 時 分 開始 時 分～終了 時 分 閉場 時 分	施設	円	円	
月 日（曜日） 時 分から 時 分まで	時間 開場 時 分 開始 時 分～終了 時 分 閉場 時 分	施設	円	円	
月 日（曜日） 時 分から 時 分まで	時間 開場 時 分 開始 時 分～終了 時 分 閉場 時 分	施設	円	円	
入場券の種類	関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券 ・その他（ ）	附属設備	円	円	
		小計	円	円	
入場料の有無	あり（最高 円）・なし	合計	円		
		収入確認印			
展示品 あり なし	（内容）	頒布品 あり（有料・無 料）なし	（内容）	販売品 あり なし	（内容）
使用（入場）予定数	人		うち出演予定数	人	
持込み機材の使用	機器名	容量又は規格		数量	
本市共催・後援 担当課副申欄	（本市等が負担する経費の額 円） ○本市等が経費の一部を負担して共催（後援）することに相違ありません。 年 月 日 課 長				
備 考					

- (注) 1 太線内は記入しないでください。  
 2 本市が経費の一部を負担して共催又は後援をする場合は、市の担当課で副申欄に記入してください。  
 3 使用時間には準備及び後片付けに要する時間を含みます。

神戸市立青少年科学館プラネタリウムドーム等使用許可書

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）  
 \_\_\_\_\_  
 ふりがな  
 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）  
 \_\_\_\_\_様  
 連絡者 ふりがな  
 氏名 \_\_\_\_\_様  
 電話 \_\_\_\_\_

申請年月日	年 月 日
受付年月日	年 月 日
許可年月日	年 月 日
許可番号	号
予約番号	号

次のとおり神戸市立青少年科学館のプラネタリウムドーム等の使用を許可します。  
 なお、使用に際しては、神戸市立青少年科学館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従ってください。

神戸市長 印

使用目的 (事業名・内容)						
主催・共催・後援者名						
使用日時・時間		開催時間		区分	使用料金 金額	追加使用料金 金額
月 日 (曜日)	時間	開場 時 分	開始 時 分～終了 時 分	施設	円	円
時 分から		閉場 時 分				
時 分まで						
月 日 (曜日)	時間	開場 時 分	開始 時 分～終了 時 分	施設	円	円
時 分から		閉場 時 分				
時 分まで						
月 日 (曜日)	時間	開場 時 分	開始 時 分～終了 時 分	施設	円	円
時 分から		閉場 時 分				
時 分まで						
入場券の種類	関係者・会員券・指定券・自由券・招待券・整理券 ・その他 ( )	附属設備		円	円	
		小計		円	円	
入場料の有無	あり (最高 円) ・なし	合計			円	
		収入確認印				
展示品 あり なし	(内容)	頒布品 あり (有料・無料) なし	(内容)	販売品 あり なし	(内容)	
使用(入場)予定数	人	うち出演予定数	人			
持込み機材の使用	機器名	容量又は規格	数量			
許可条件						
備考						



# 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

神戸市長 宛

神戸市立青少年科学館条例施行規則第4条の規定により次のとおり申請します。  
 なお、利用に際しては、神戸市立青少年科学館条例及び同規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従います。

申請者	ふりがな 氏名（団体名）	
	団体の場合は 代表者名※役職も記入	代表者：
	住 所（団体にあつて は事務所の所在）	〒
	電 話（団体にあつて は事務所の電話）	— —
使用責任者 （申請者と異なる 場合記入）	氏名（ふりがな）	
	住 所	〒
	電 話	— —
目 的		
期 間		年 月 日（ ）
場 所		
内 容		
添 付 書 類 そ の 他		申請する行為の関係資料

# 行 為 許 可 書

年 月 日

様

神戸市立青少年科学館条例施行規則第4条2項の規定により次のとおり許可します。  
 なお、使用に際しては、神戸市立青少年科学館条例及び同規則を守るとともに、これらに基づ  
 く科学館の管理の業務に従事する者の指示に従ってください。

神戸市長

印

申請者	ふりがな 氏名（団体名）	
	団体の場合は 代表者名※役職も記入	代表者：
	住 所（団体にあつて は事務所の所在地）	〒
	電 話（団体にあつて は事務所の電話）	— —
使用責 任者 （申請者 と異なる 場合記入）	氏名（ふりがな）	
	住 所	〒
	電 話	— —
目 的		
期 間		年 月 日（ ）
場 所		
内 容		
許 可 条 件 そ の 他		

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。